

災害リスクと防災まちづくりの課題について

1. 防災指針の概要

近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するコンパクトで安全なまちづくりを推進するため、防災の観点を取り入れたまちづくりの重要性が高まっています。

それらの課題を踏まえ、令和2年6月に都市再生特別措置法の一部が改正され、立地適正化計画において「防災指針」を記載することが位置付けられました。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせ、都市が抱える防災上の課題を分析することで、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保の対策を設定します。

防災指針の策定フロー



防災指針については、立地適正化計画の手引きに基づき、以下の点について検討を行います。

- ・立地適正化計画の対象とする区域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
- ・大規模災害の発生を想定し、復興まちづくりの目標や実施方針の事前検討
- ・リスク分析を踏まえた居住誘導区域等の精査、既に設定している居住誘導区域等の変更
- ・居住誘導区域等における防災・減災対策の取組方針及び地区ごとの課題に対応した対策

検討にあたっては、災害リスク情報（河川浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）と居住誘導区域をGIS（地理情報システム）で重ね合わせ、災害リスクの可視化、防災まちづくりの課題を整理した上で、災害によるリスクを踏まえた防災まちづくりの方針を策定し、必要に応じて居住誘導区域等の見直しを行う予定です。

2. 想定される災害

本町においては、洪水、土砂災害等の災害リスクが指摘されています。本計画において設定した居住誘導区域における安全・安心な環境の確保に向け、想定される災害と想定されるリスクについては、以下のようなものがあります。

これらの災害が想定される区域については、原則としては居住誘導区域に含めないこととされていますが、区域の中でも、既に市街地が形成され、生活や産業活動の場となっている地区などについては、災害リスクの周知や避難対策を講じることにより、居住誘導区域に含めることを検討します。

表－ハザード区域一覧

運用指針での考え方	対象とする災害	都市計画区域	居住誘導区域
居住誘導区域に含めないこととすべきである。	土砂災害特別警戒区域	○	×
	津波災害特別警戒区域	×	×
	災害危険区域	×	×
	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地崩壊危険区域	○	×
居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含めないこととすべきである。	土砂災害警戒区域	○	×
	水防法の浸水想定区域（洪水）	○	○
	水防法の浸水想定区域（内水）	現在指定を行っていないため、今後、設定の必要性を検討しながら対応します。	
	水防法の浸水想定区域（高潮）	×	×
	都市洪水想定区域、都市浸水想定区域	×	×
	土砂災害防止対策の推進に関する法律による基礎調査	×	×
	津波浸水想定における浸水の区域	×	×
その他	大規模盛土造成地の滑落崩落	○	○
	液状化	○	○

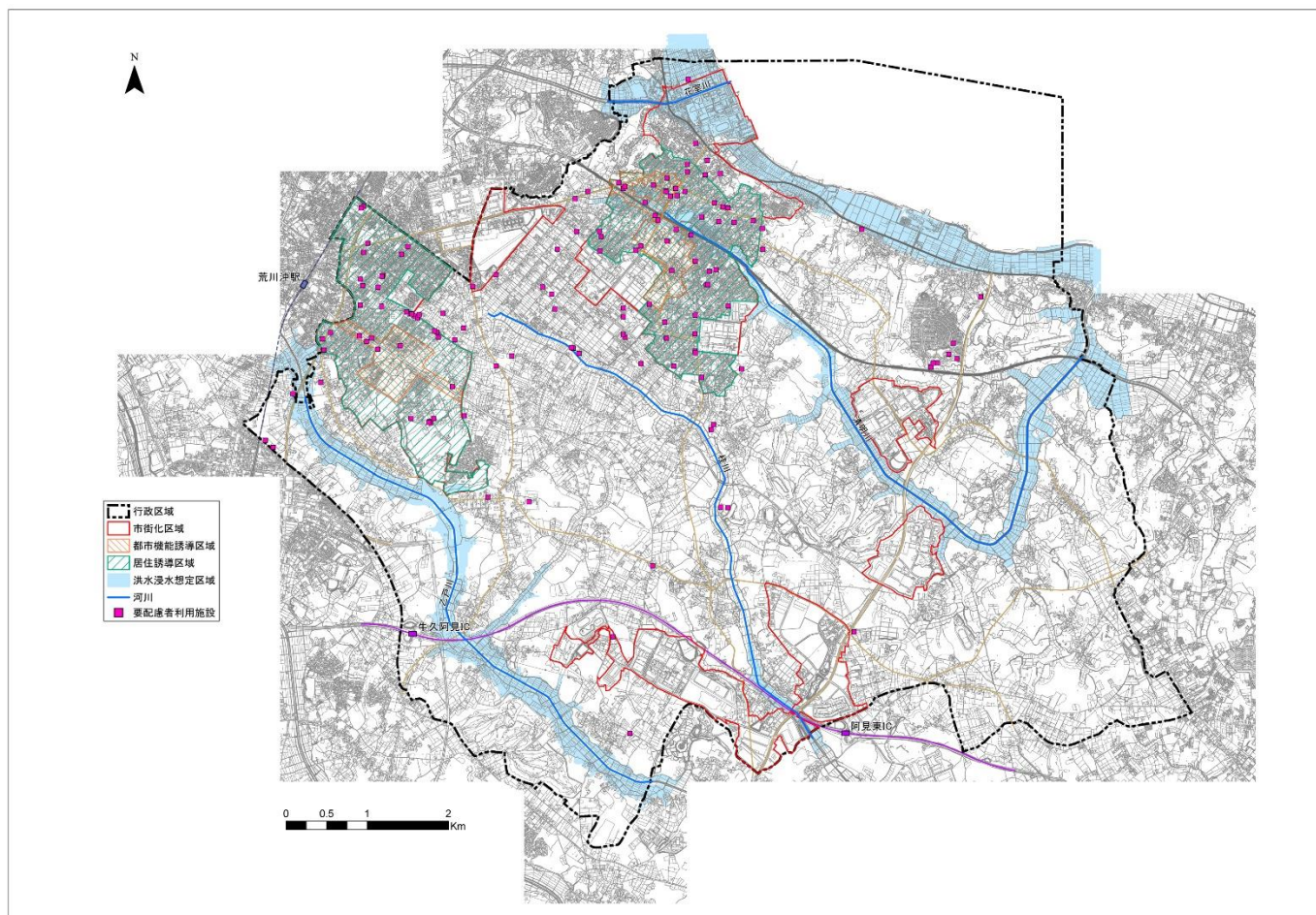
○：区域に含まれる

×：区域に含まれない

3. 洪水のリスク

河川洪水浸水想定区域は、二級河川の花室川、清明川、桂川、乙戸川に指定されています。このうち、清明川と乙戸川の一部に想定浸水深 3.0m 以上の区域がみられますが、大部分は 3.0m 未満となっています。清明川の浸水想定区域内に阿見市街地の居住誘導区域が含まれており、乙戸川の浸水想定区域内に荒川沖市街地の居住誘導区域が含まれております。これらの居住誘導区域内には要配慮者利用施設が 5 か所立地しており、浸水災害時の避難対策が必要になります。

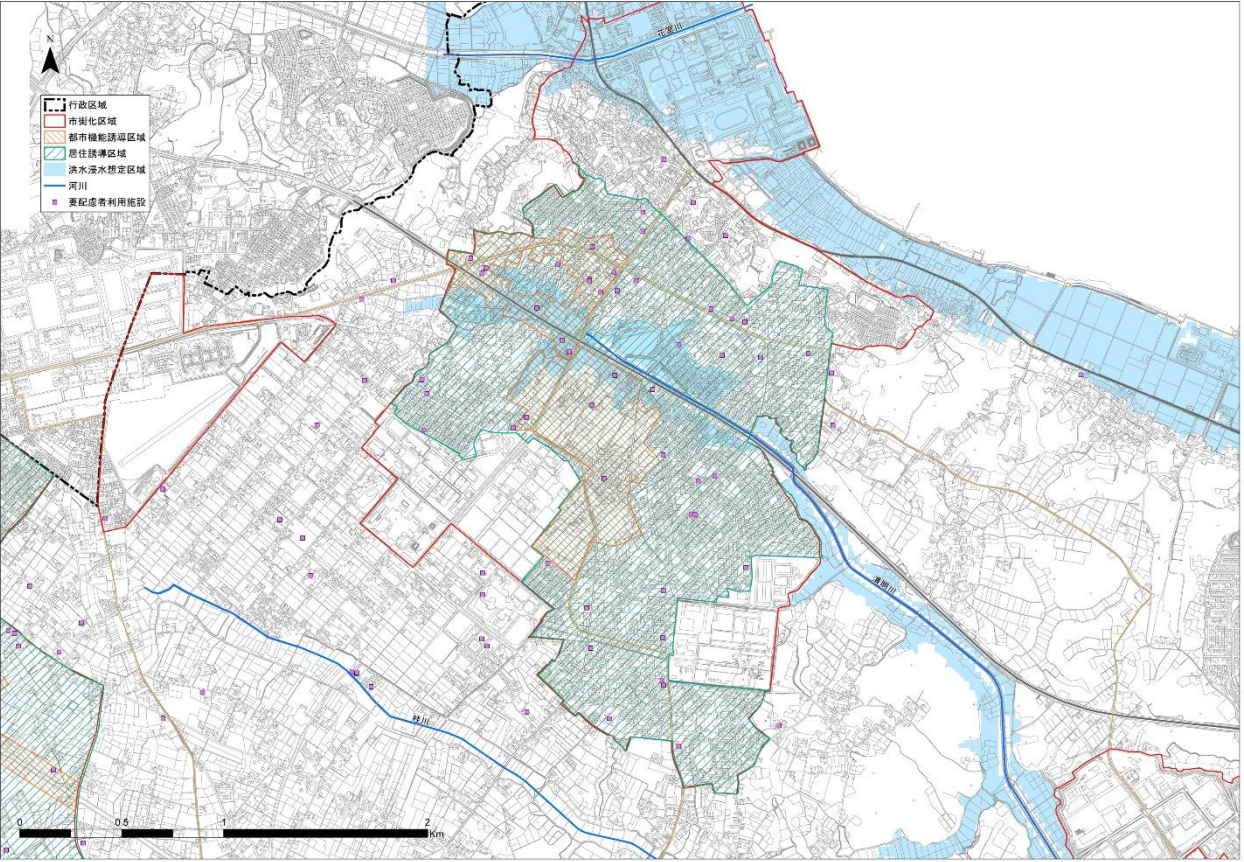
図一 洪水浸水想定区域



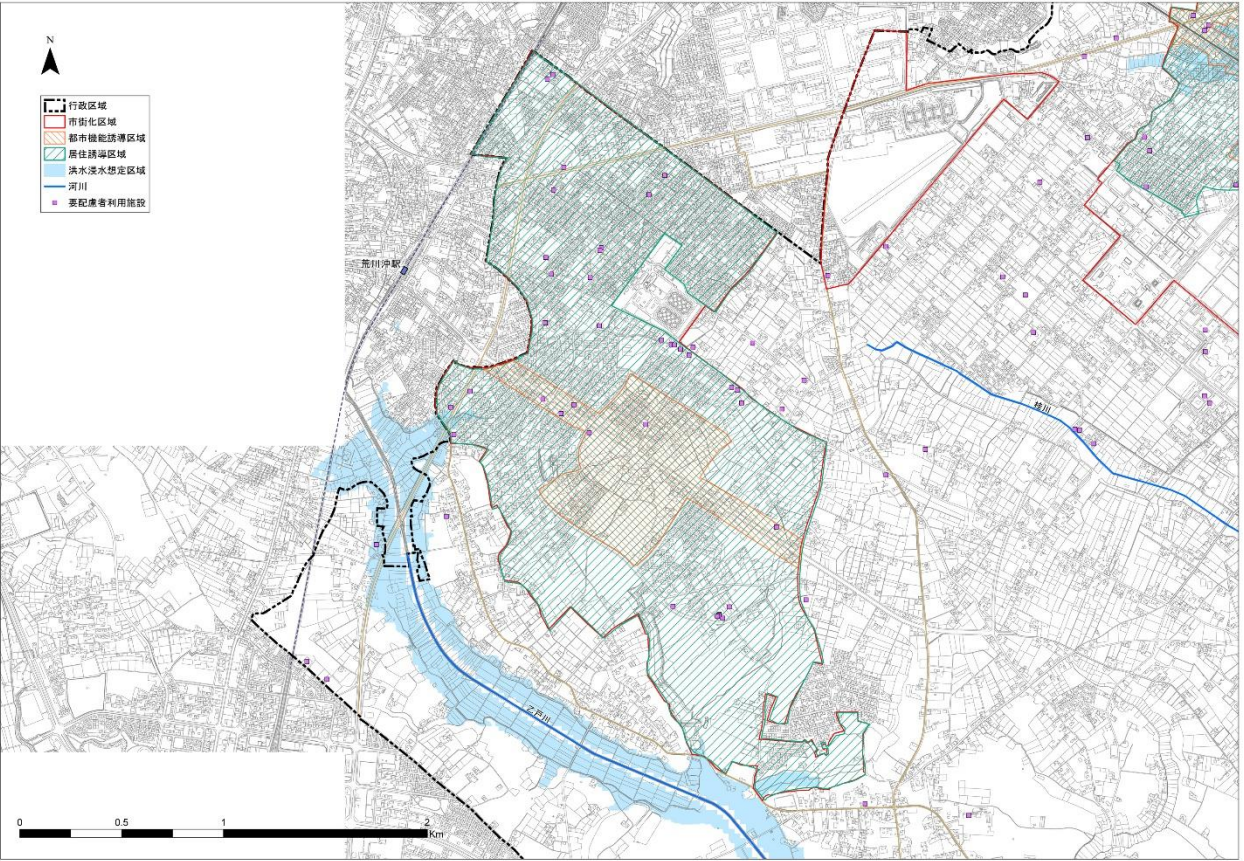
資料：阿見町都市計画課

阿見町地域防災計画（要配慮者利用施設）

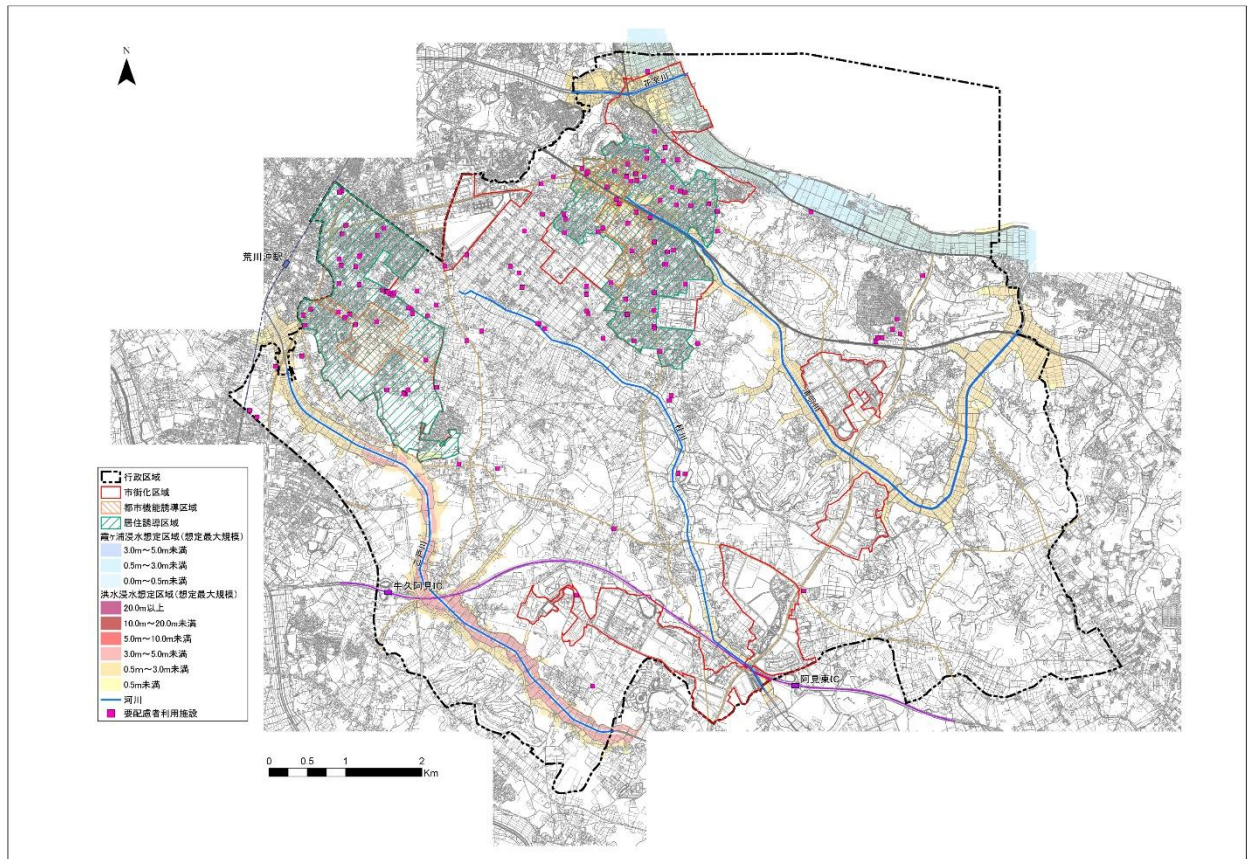
図一洪水浸水想定区域 阿見市街地



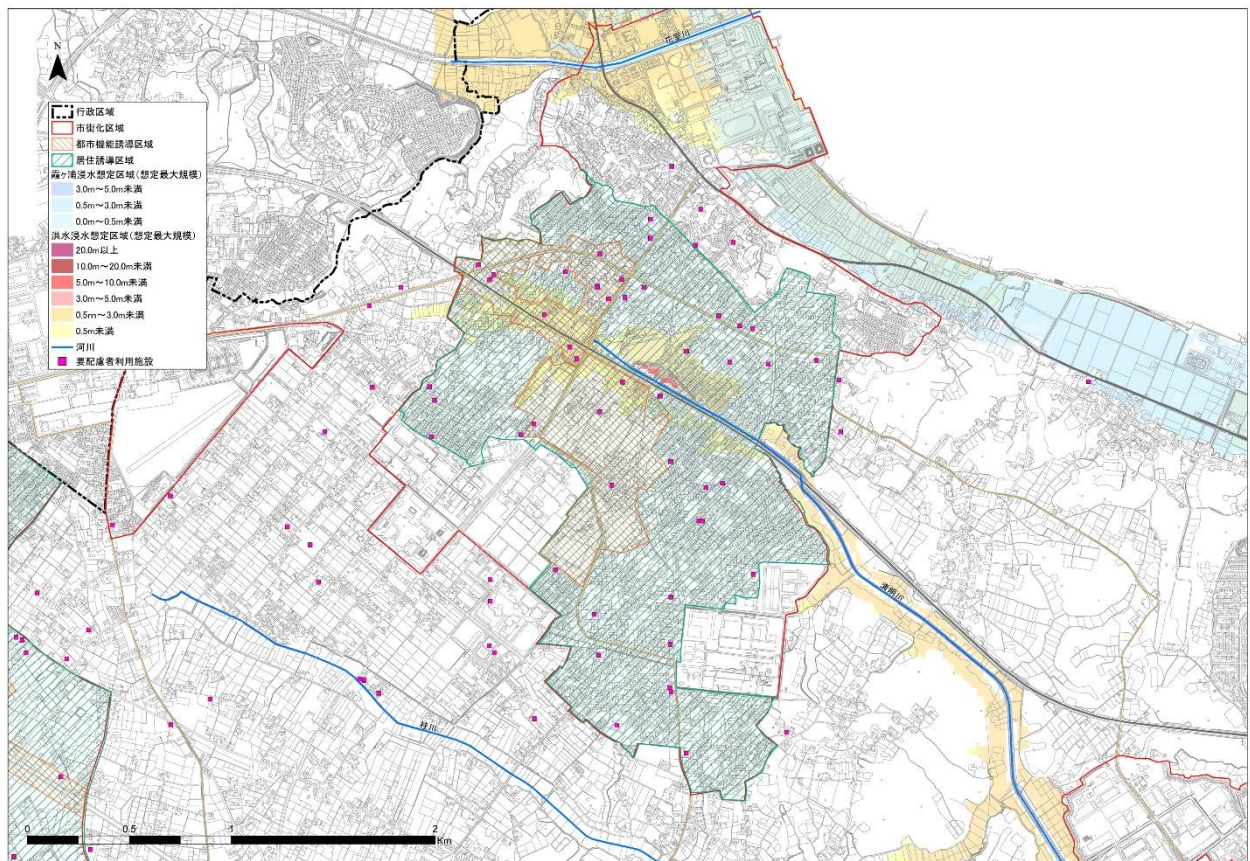
図一洪水浸水想定区域 荒川沖市街地



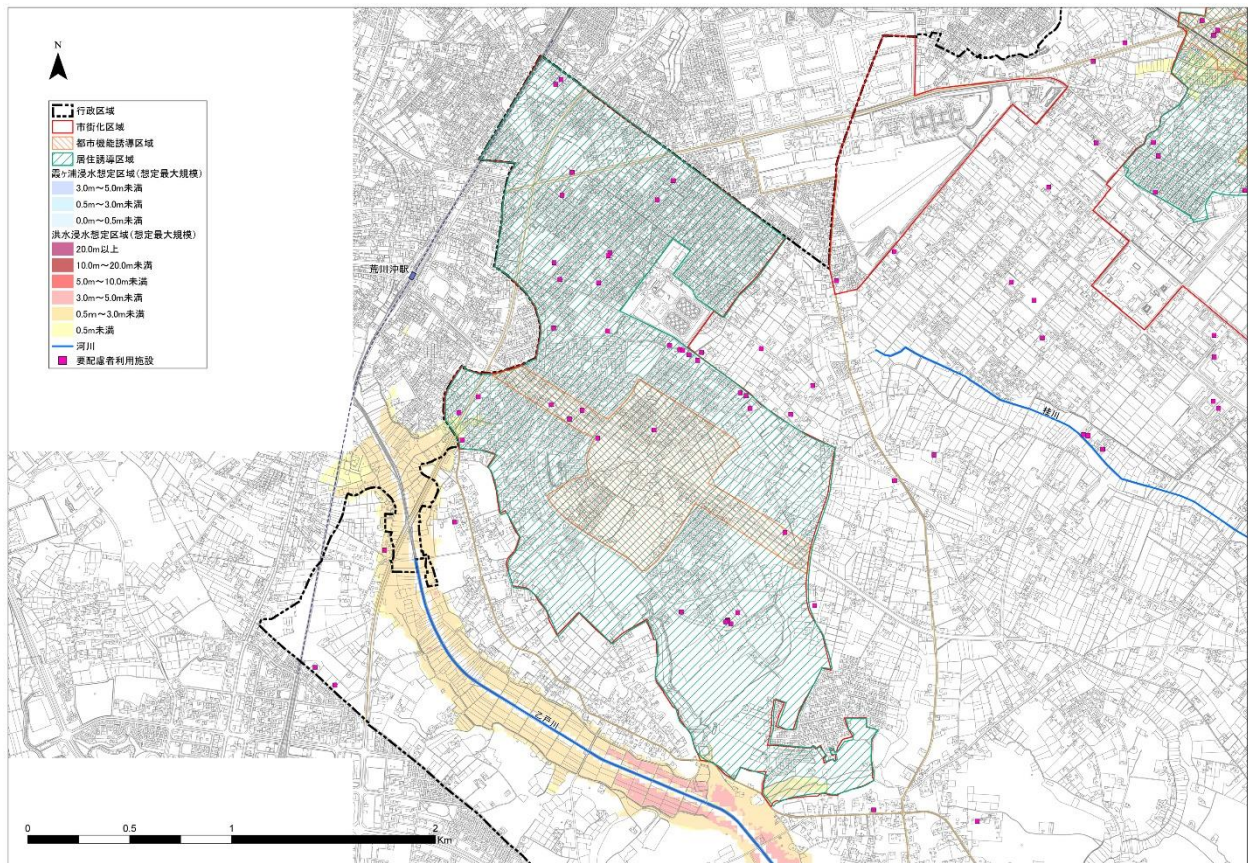
図一 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



図一 洪水浸水想定区域（想定最大規模）阿見市街地



図一 洪水浸水想定区域（想定最大規模） 荒川沖市街地



4. 居住誘導区域内における洪水浸水想定区域にかかる平屋建て建物の状況

(1) 想定最大規模

河川洪水浸水想定区域内の平屋建て建物※の状況をみると、阿見市街地では、区域内に立地する建物が 651 件で、うち平屋建て建物は 94 件（14.4%）となっています。また、荒川沖市街地では、区域内に立地する建物が 33 件で、うち 8 件が（24.2%）平屋建て建物となっています。

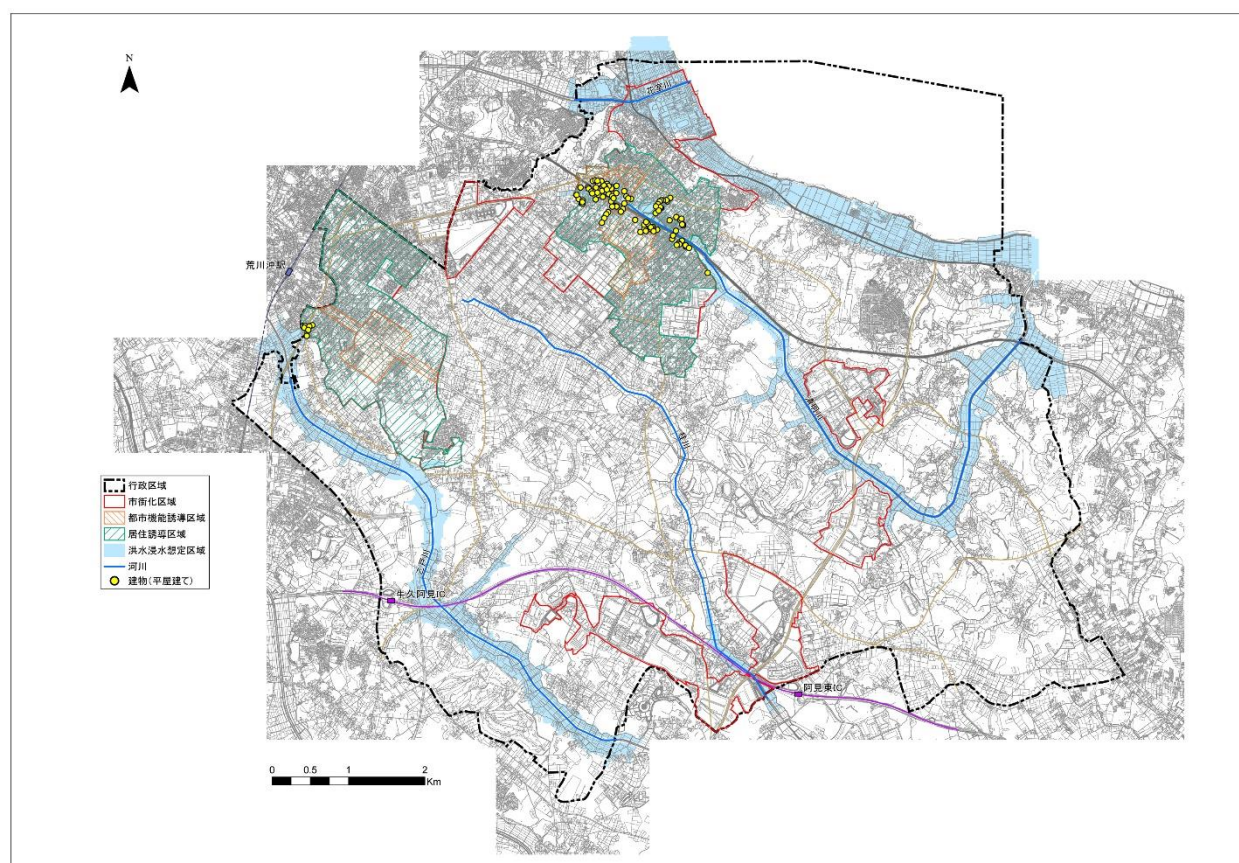
※想定最大規模の水害を踏まえた避難方法については、1 階が浸水するおそれがある区域内の 1 階建ての建物等においては、避難施設等へ早期の立ち退き避難が必要とされています。また、最上階が浸水しない場合は、垂直避難など屋内安全確保でもよいとされています。〔水害ハザードマップ検討委員会（第 2 回）〕

表－居住誘導区域内における洪水浸水想定区域にかかる平屋建て建物の状況

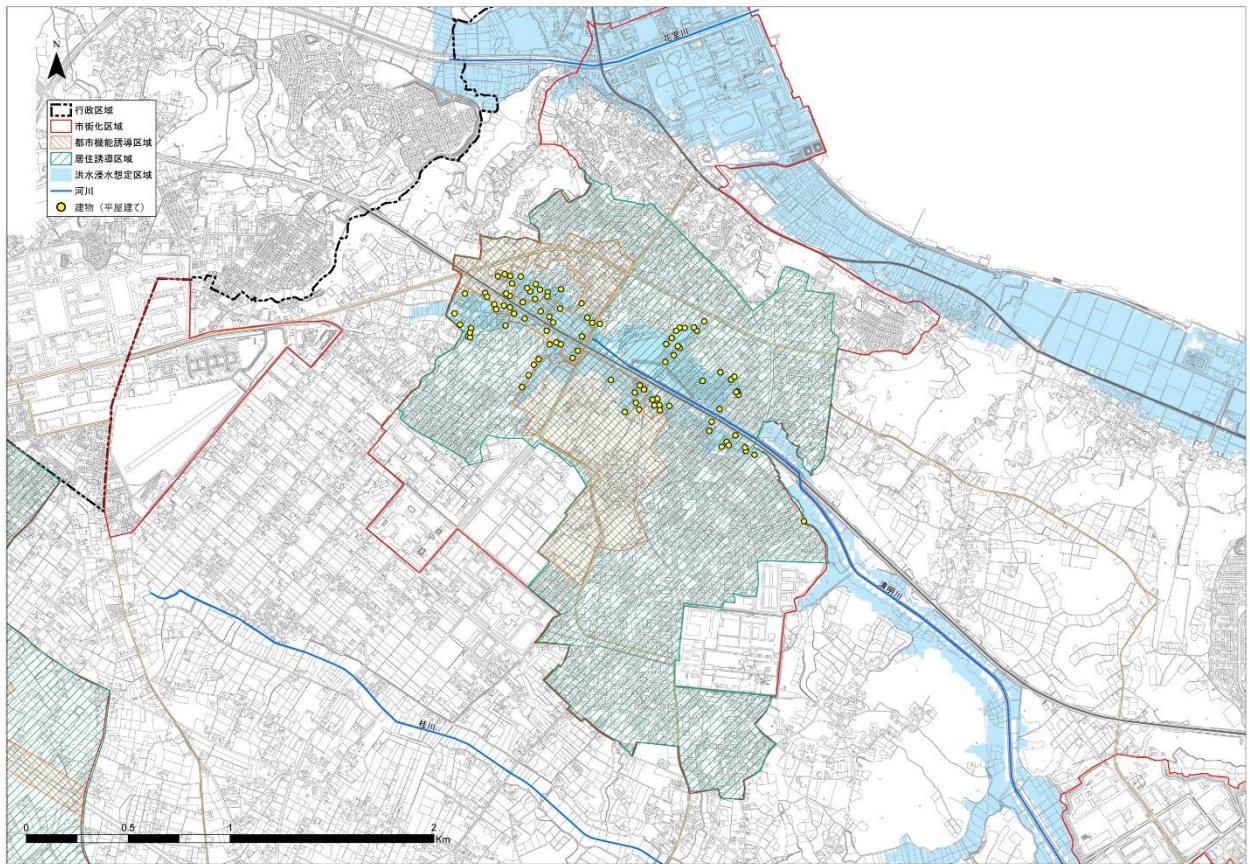
居住誘導区域	洪水浸水想定区域に重なる建物	うち平屋建ての建物	
阿見市街地	651 件	94 件	14.4%
荒川沖市街地	33 件	8 件	24.2%

資料：家屋課税台帳（R7.7 現在）

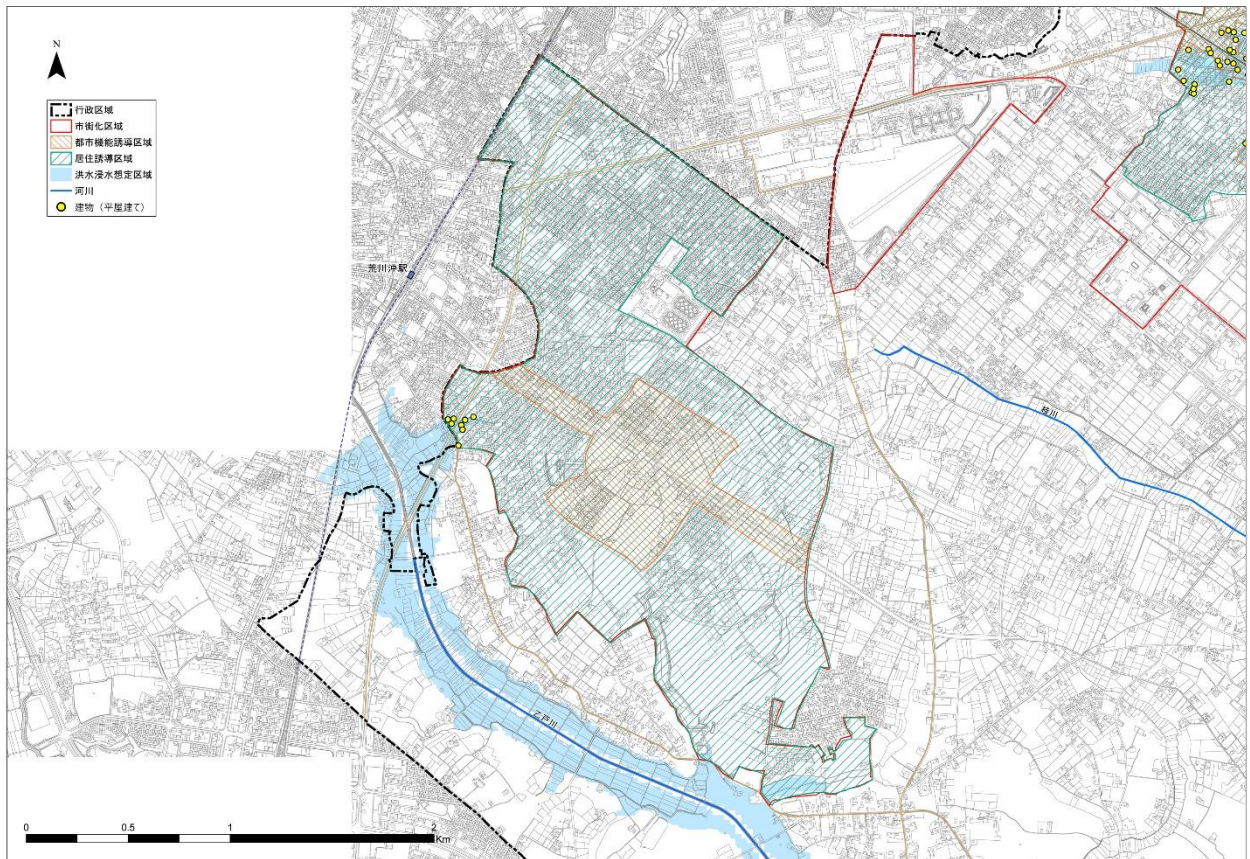
図－平屋建て建物の状況



図－平屋建て建物の状況 阿見市街地



図－平屋建て建物の状況 荒川沖市街地



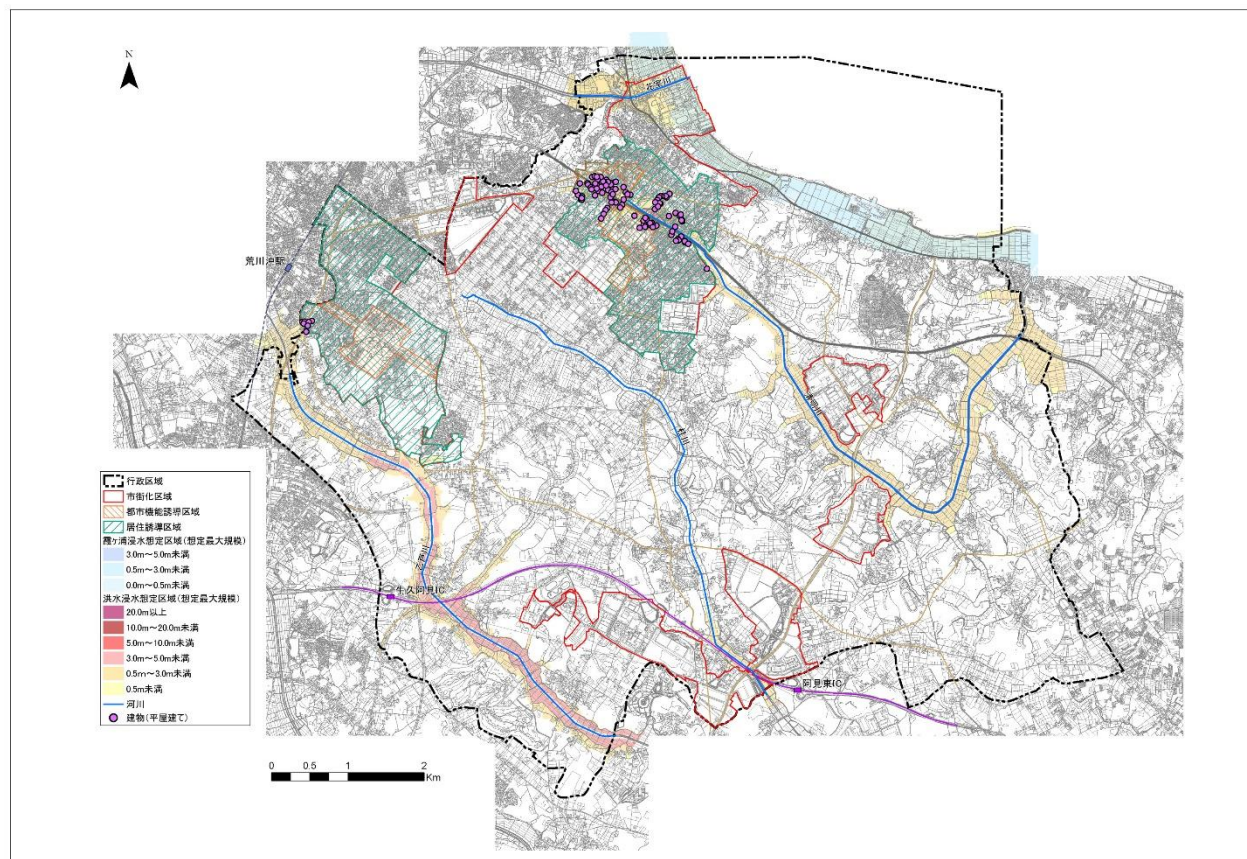
(2) 河川浸水深別

河川浸水深別の平屋建て建物の状況をみると、河川浸水深 3 m 未満の区域には、阿見市街地で 94 件、荒川沖市街地で 8 件となっており、河川浸水深 3 m 以上の区域内には平屋建て建物は確認されていません。

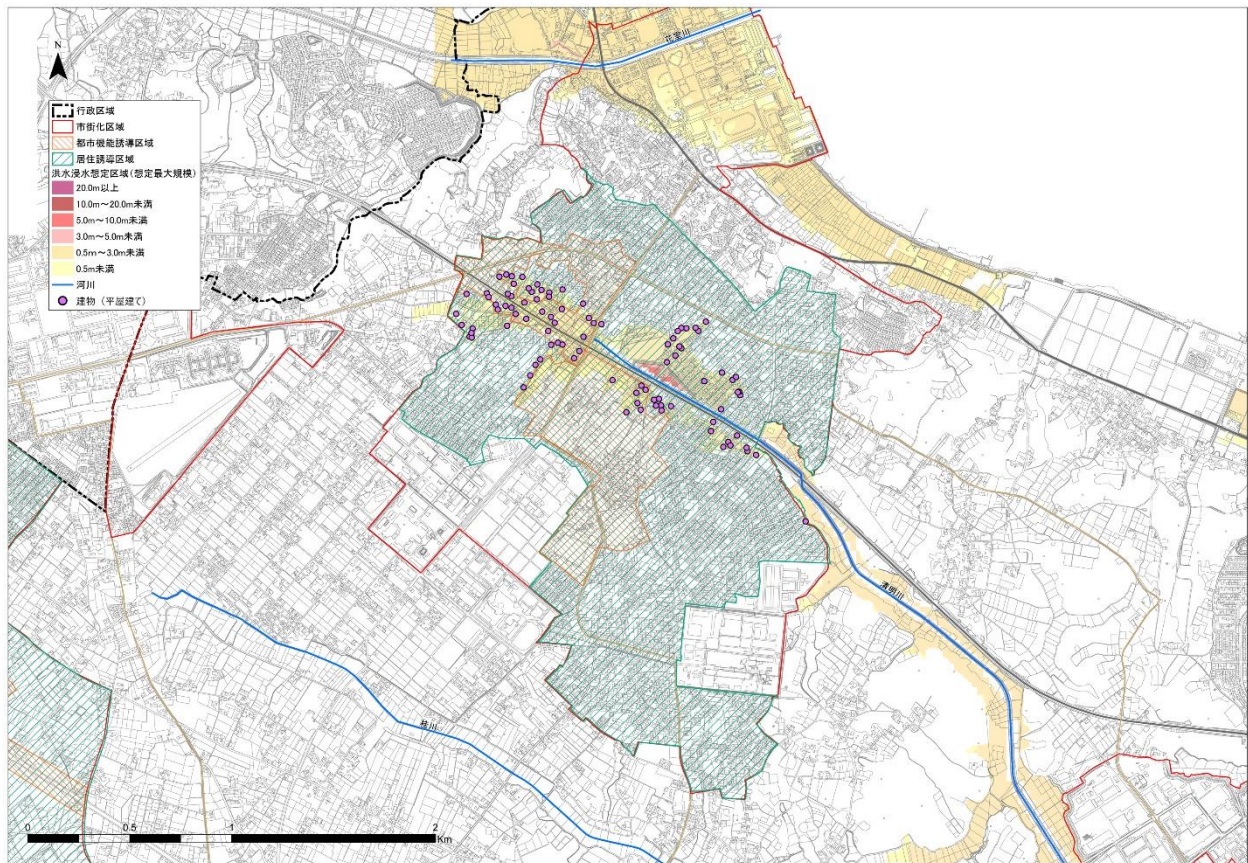
表－河川浸水深別の平屋建て建物の状況

居住誘導区域	浸水深 3m 未満の区域内の 平屋建て建物	浸水深 3m 以上の区域内の 平屋建て建物
阿見市街地	94 件	0 件
荒川沖市街地	8 件	0 件

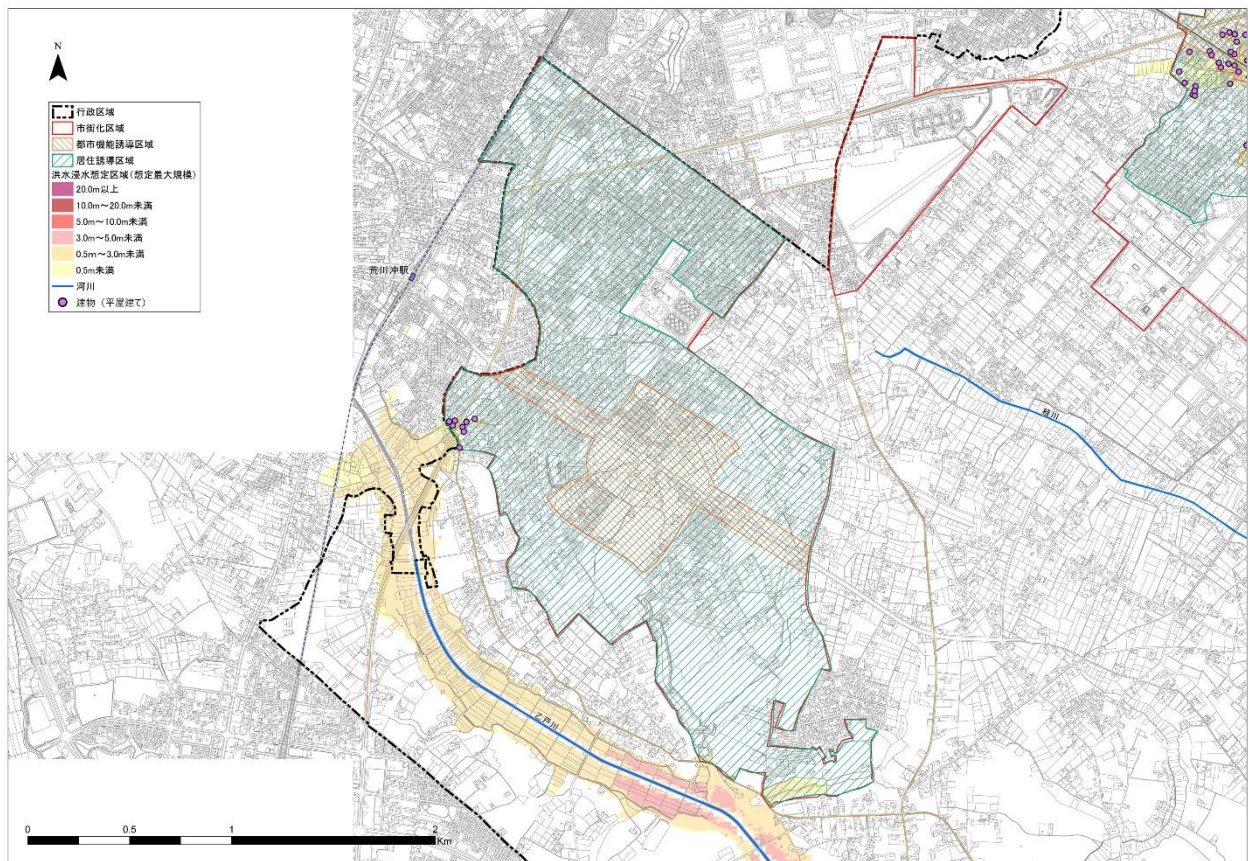
図－浸水深 3m 未満の区域内の平屋建て建物の状況



図ー浸水深 3m 未満の区域内の平屋建て建物の状況 阿見市街地



図ー浸水深 3m 未満の区域内の平屋建て建物の状況 荒川沖市街地



5. 土砂災害のリスク

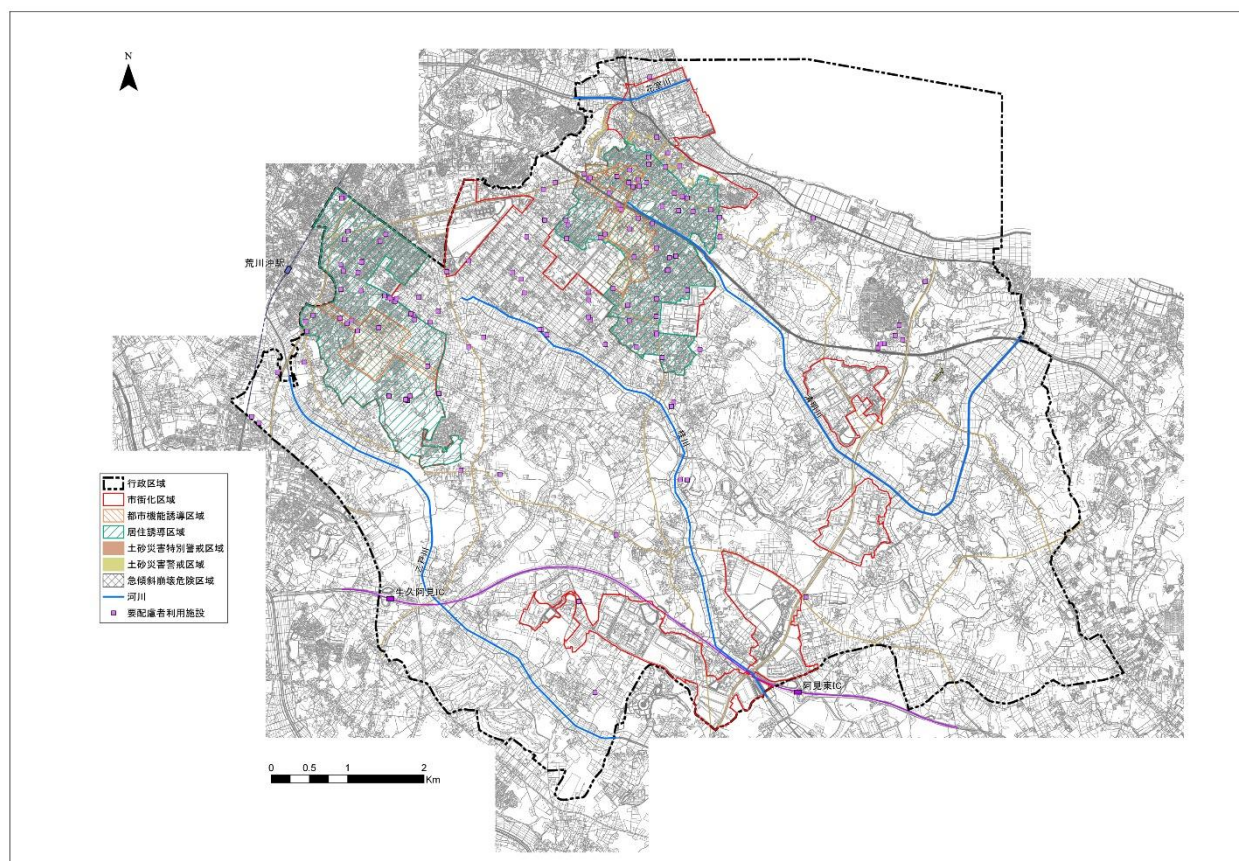
(1) 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、阿見市街地内の立ノ越、青宿、霞台、廻戸地内に指定されています。また、要配慮者利用施設は立地していません。

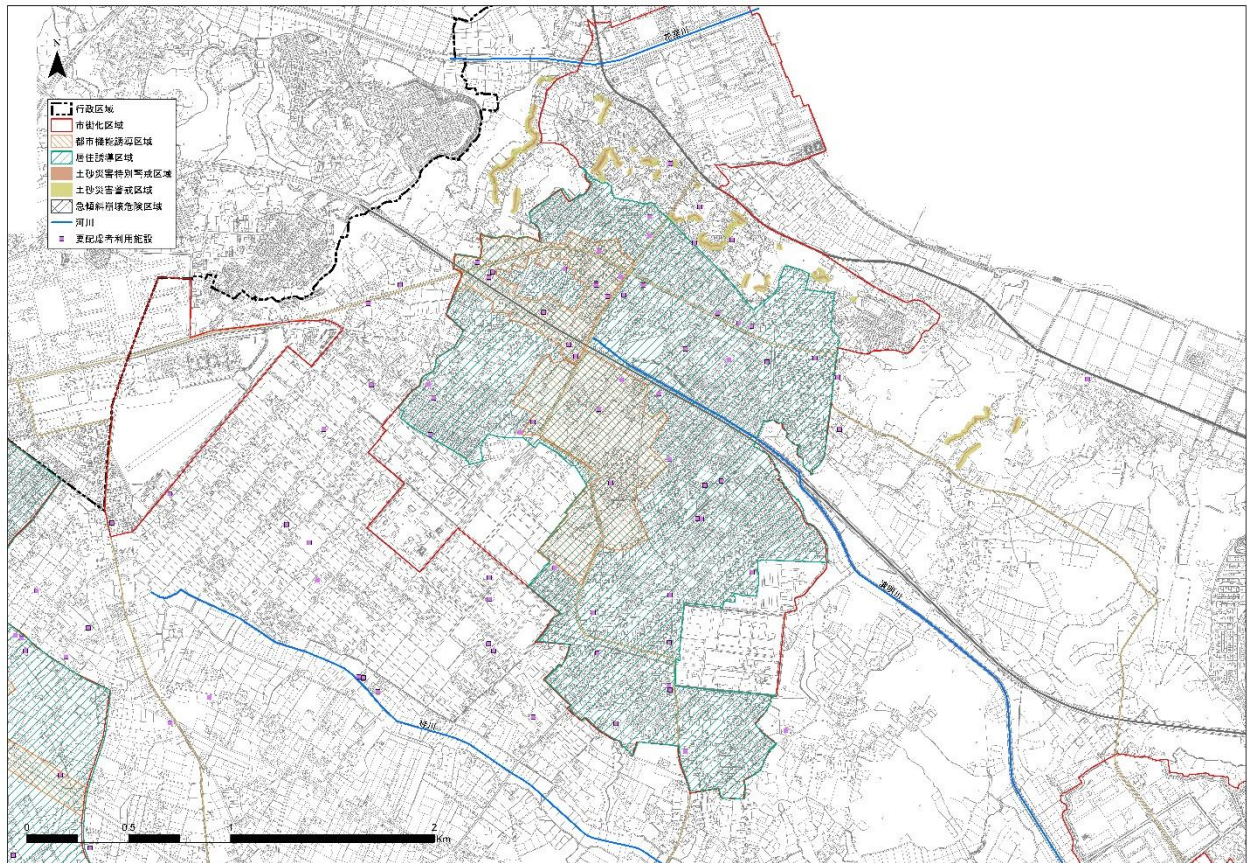
また、急傾斜地崩壊危険区域は、追原地区に1箇所指定されています。

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域のいずれも、居住誘導区域には含まれていません。

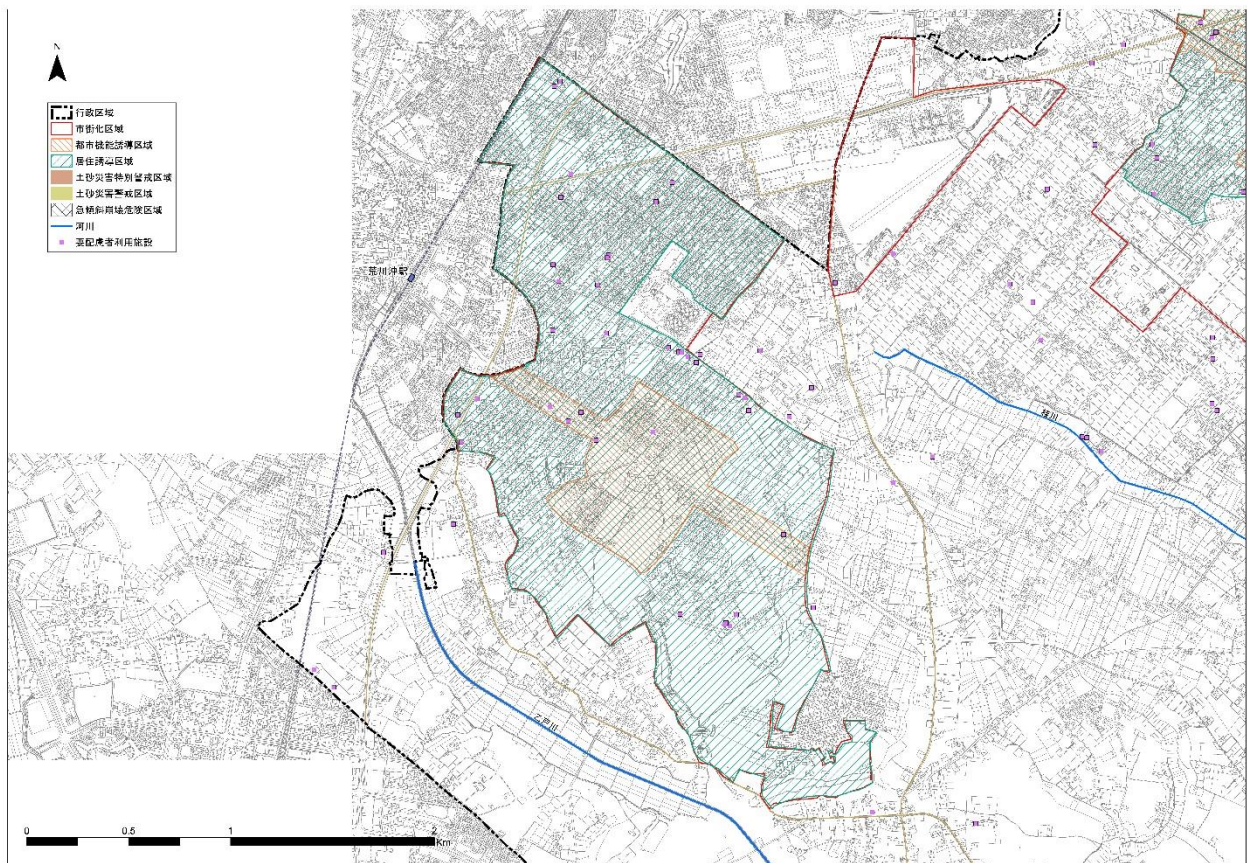
図－土砂災害警戒区域等



图一 土砂災害警戒区域等 阿見市街地



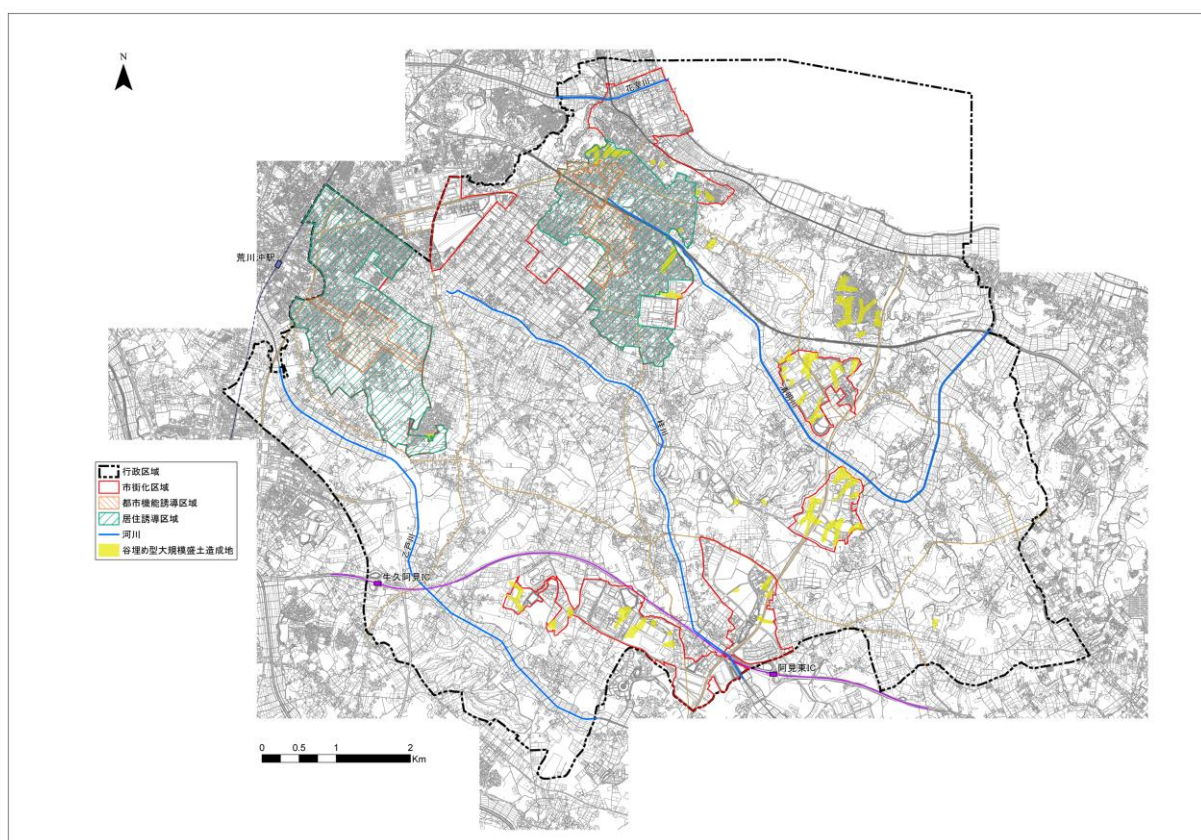
图一 土砂災害警戒区域等 荒川沖市街地



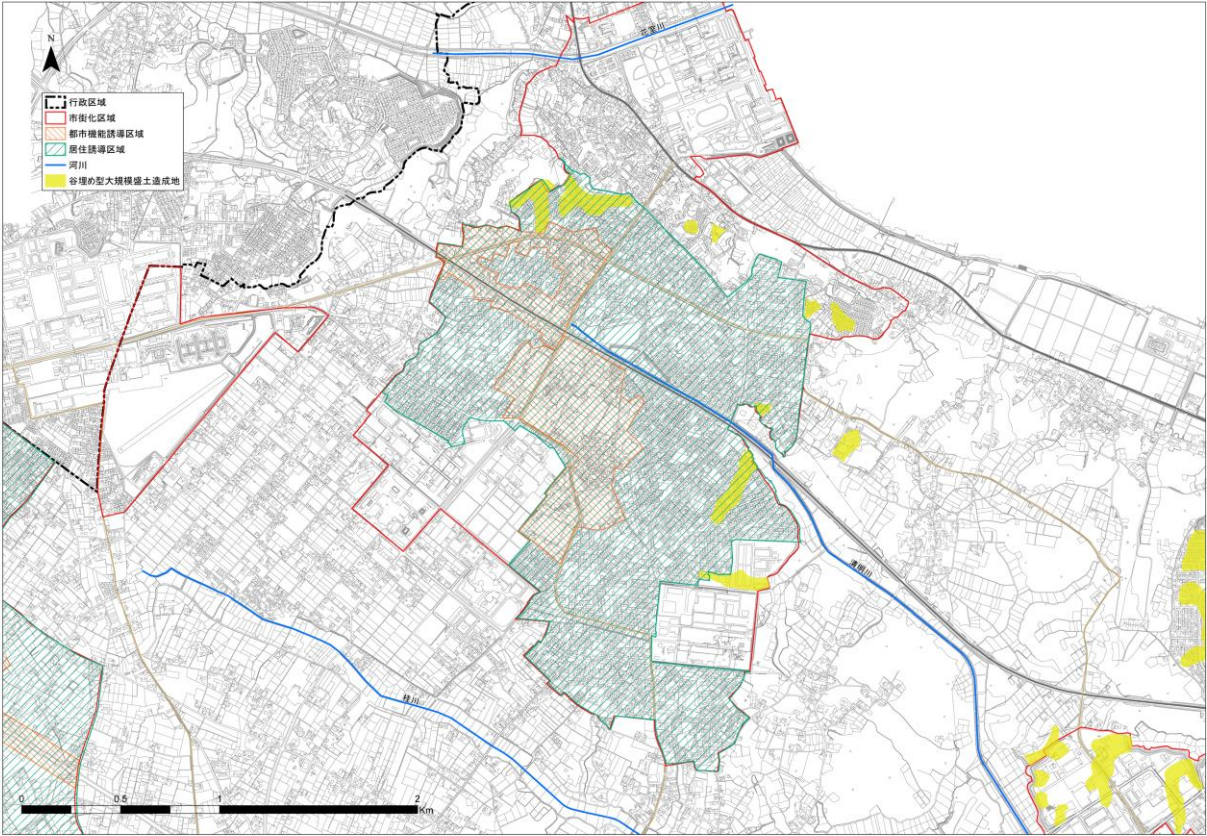
6. 大規模盛土造成地のリスク

大規模盛土造成地については、阿見市街地において、谷埋め型大規模盛土造成地（谷を埋め立てた宅地で盛土の面積が3,000平方メートル以上の盛土造成地）が確認されています。谷埋め型大規模盛土造成地のリスクとしては、主として地震時に宅地造成前の谷底付近や盛土内部を滑り面として、盛土造成地全体、または、大部分が斜面下部方向へ移動することが指摘されています。大規模盛土造成地については、滑動崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえて、安全性を確認すべき盛土造成地を示したものであって、直ちに危険性のある盛土造成地ではありませんが、情報周知と観察が必要です。

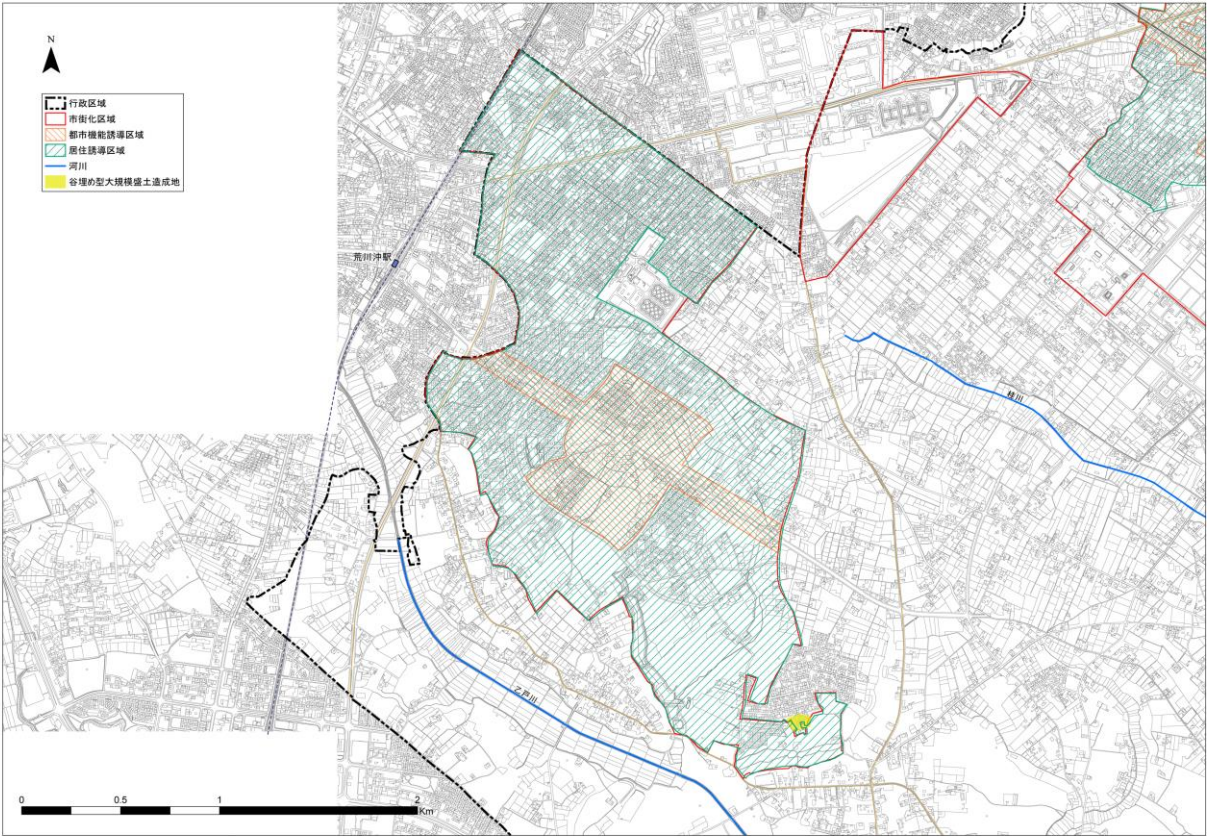
図一 大規模盛土造成地



図一 大規模盛土造成地 阿見市街地



図一 大規模盛土造成地 荒川沖市街地

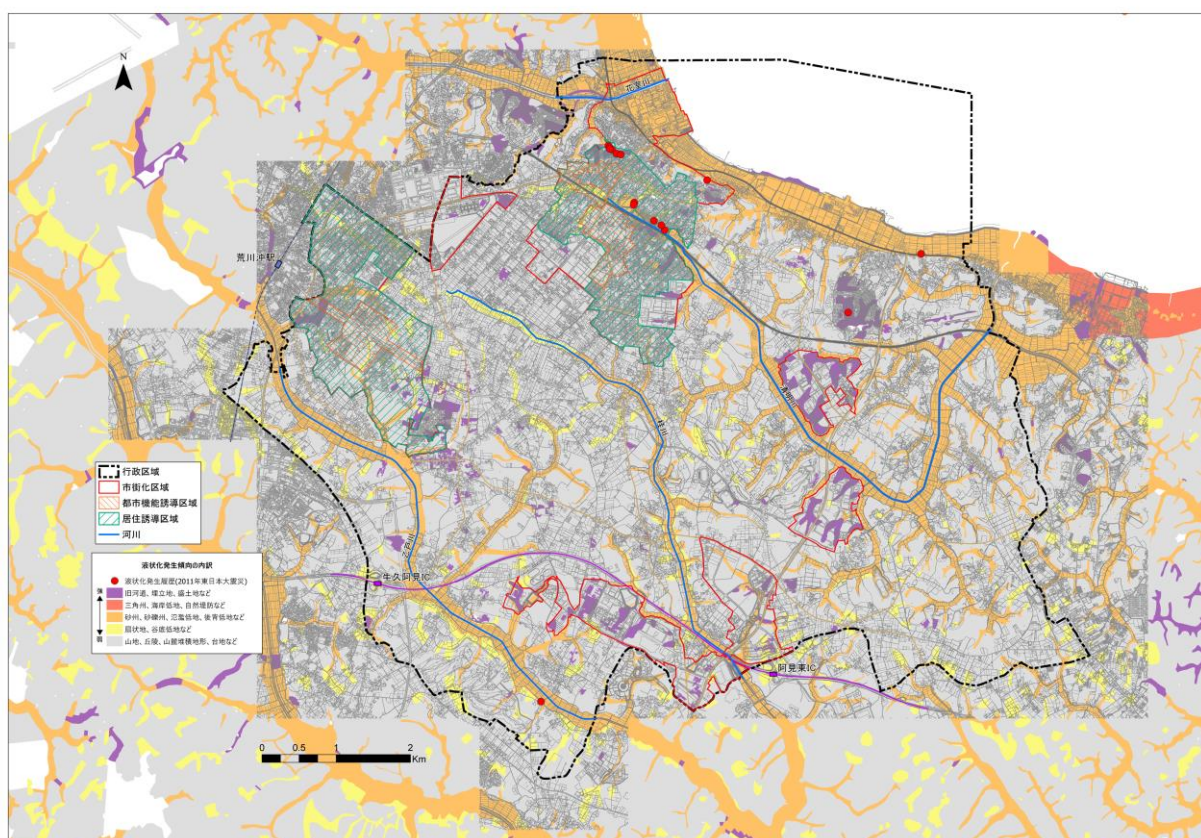


7. 液状化のリスク

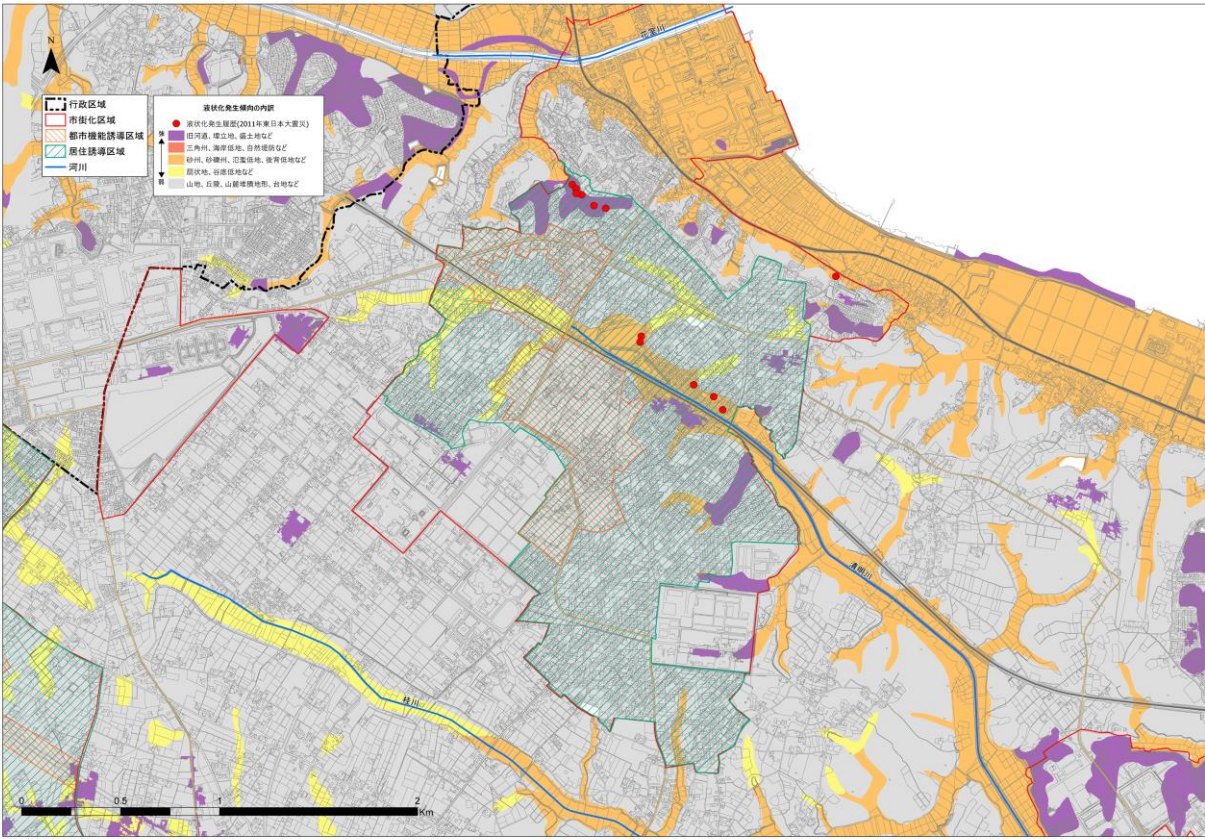
液状化については、各市街地において「旧河道、埋立地、盛土地など」、「扇状地、谷底地形など」が確認されている他、霞ヶ浦沿岸では、「砂州、砂礫洲、氾濫低地、後背低地など」が確認されています。

また、阿見市街地においては、旧河道や盛土地において 2011 年の東日本大震災時に液状化が確認された箇所がみられることから、住民等とのリスクコミュニケーションを図り、宅地液状化の事前対策について検討する必要があります。

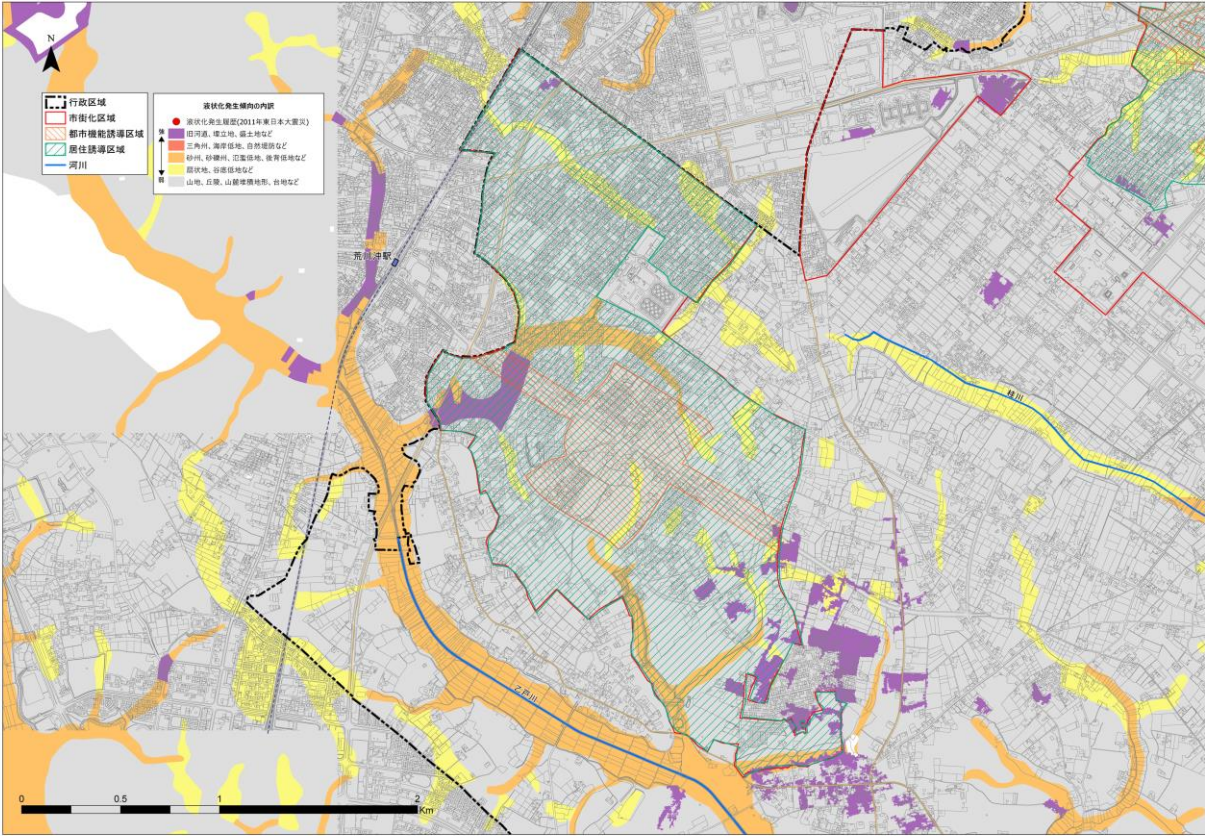
図－液状化発生傾向



図一 液状化発生傾向 阿見市街地



図一 液状化発生傾向 荒川沖市街地



8. 防災・減災の課題

◆課題－１ 河川による災害

清明川、乙戸川の河川洪水浸水想定区域が、居住誘導区域と重複しています。これらの区域については、既に市街地が形成されている区域となっていることから、居住誘導区域に含む方針で検討しており、洪水による被害を低減するための対策、リスクコミュニケーションの強化を講じる必要があります。

◆課題－２ 土砂災害による災害

阿見市街地東部の霞ヶ浦に面する段丘の一部に、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が指定されていますが、居住誘導区域には含まれていません。リスクについての周知を図る他、居住誘導区域内に位置する避難所などにおいては、町内の他の地域からの避難者の受け入れなどについても検討する必要があります。

◆課題－３ 大規模盛土造成地、液状化による災害

阿見市街地では、大規模盛土造成地が確認されています。また、液状化については、旧河道、埋立地、盛土地、扇状地、谷底低地などが確認されていることから、滑動崩落被害や液状化対策に関する理解を深めるとともに、住民とのリスクコミュニケーションの充実を図る必要があります。